
令和5年 第7回 球磨村議会定例会会議録(第9日)

令和5年9月13日(水曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第4号)

令和5年9月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 令和4年度球磨村一般会計決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和4年度球磨村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定について
- 日程第6 議案第50号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第7 議案第51号 球磨村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第52号 球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第53号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第54号 令和5年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第11 同意第10号 球磨村監査委員の選任同意について
- 日程第12 同意第11号 球磨村教育委員会委員の選任同意について
- 日程第13 議員派遣について
- 日程第14 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和4年度球磨村一般会計決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和4年度球磨村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定について
- 日程第6 議案第50号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第7 議案第51号 球磨村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に

午前10時00分開議

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあるとおりです。

日程第1. 認定第1号 令和4年度球磨村一般会計決算の認定について

日程第2. 認定第2号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第3. 認定第3号 令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第4. 認定第4号 令和4年度球磨村介護保険特別会計決算の認定について

日程第5. 認定第5号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定について

○議長（舟戸 治生君） 日程第1、認定第1号令和4年度球磨村一般会計決算の認定についてから、日程第5、認定第5号令和4年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定については、令和4年度の一般会計及び特別会計の決算認定についての議案ですので、一括して議題とします。

本案件について、9月5日に決算審査特別委員会に審査付託をいたしました。その審査結果の報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会、嶽本孝司委員長。7番、嶽本孝司君。

○決算審査特別委員会委員長（嶽本 孝司君） ただいま議題となっております決算審査特別委員会に付託されました議案の審査につきまして、その経過及び結果をご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月5日日本議会終了後、議員控室において開会し、正副委員長の互選を行いました。9月6日と9月7日に委員会を開き、当局関係者の出席を求め、決算議案の審査に当たりました。

認定第1号令和4年度球磨村一般会計決算の認定、認定第2号令和4年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定、認定第3号令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定、認定第4号令和4年度球磨村介護保険特別会計決算の認定、認定第5号令和4年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定は、各議案とも慎重審査の結果、予算の執行について適正であると認めましたので、全員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、決算審査を踏まえ、今後実施する事業の成果につながるよう、予算編成に反映され、適正な予算の確保と執行について、議会としての意見を報告します。

まず、歳入について。

1、健全な財政運営を図るために自主財源の確保が重要であり、ふるさと納税など貴重な財源については、増額につながる取組を行うこと。

2、公平公正な観点から、税、使用料など、安易に不納欠損処理をすることなく、催告状の発送や分納誓約、新たな徴収方法を図るなど、適正に実施し、納付意欲の低下にならないよう努めること。

3、交付税の重要な基礎算定には、人口数が大きく左右される。いかに人口減少を緩やかにし歯止めをかけるか、総合的な財源確保に努めること。

次に、歳出について。

1、一般会計では、令和4年度においても豪雨災害や新型コロナウイルス感染に関する予算が増加しているが、実施した事業の数値的な効果、使途の検証がなされていない。現状を把握し、どのような効果があったのか、精査を行い、成果を数値化するよう努めること。

2、限られた予算の中で、予算の精算も含め十分に把握し、適正な執行に努め、その事業がどう振興策につながっていくのか検討すること。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険特別会計においては、健康増進事業に尽力されている。今後も財政状況との関連も含め、各特別会計事業が連携・連動し、高齢者の生きがいつくりの健康教室、介護予防事業により健康寿命が延びるような、さらなる事業の推進を図ること。併せて、一般会計と同様、効果の検証を行い、適正な予算執行に努めること。

簡易水道特別会計では、本来、公営企業として独立採算性が原則ではあるが、人口が減少する中、料金改定が喫緊の課題である。料金改定の必要性、時期も検討しながら、持続的な簡易水道事業に努め、加入者への丁寧な説明を行うこと。

最後に、令和2年7月豪雨災害から3年が経過し、今後、本格的な復興が進む中、一つ一つの事業を再度見直し、適正な予算の執行をお願いします。

災害公営住宅や宅地分譲により、生活再建に一応の成果が見られている一方、依然として仮設住宅等で生活されている被災者の方もおられることから、早急に生活再建への安心が図れるよう、親切で丁寧な情報の提供をお願いします。

職員におかれましても、通常業務に加え、復旧復興に向かう関連業務が増え、大変であることは承知していますが、先ほどから申しますとおり、一つ一つの事業の効果が目的でつながっているかを検討を行い、庁内での連帯を図り、取り組まれるようお願いします。

今回の決算審査特別委員会は、成果報告書に基づき、どのような成果があったかを基本に審査しました。その中で、別紙に示しています指摘事項については、各課において、決算審査特別委員会の意見や指摘など重みを考え、改善や検討をお願いします。

結びに、健康があって復旧や復興がなし得ると思います。村民の健康維持と併せて職員各位の健康の維持にも努めてください。

球磨村の早期復旧と創造的復興のため、尽力いただくことをお願いし、委員長報告といたします。

す。

○議長（舟戸 治生君） ただいま決算審査特別委員会委員長から報告が終わりました。

次に、議案ごとに、順次討論、採決を行うわけですが、お諮りします。既に、決算審査特別委員会において、議案ごとに討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに議案ごとの採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第1、認定第1号令和4年度球磨村一般会計決算の認定について採決いたします。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第2、認定第2号令和4年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定について採決いたします。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第3、認定第3号令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定について採決いたします。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第4、認定第4号令和4年度球磨村介護保険特別会計決算の認定について採決いたします。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第5、認定第5号令和4年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定について採決いたします。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、村長より発言の申出がっておりますので、これを許可します。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、決算審査をいただいたことにつきまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

決算審査特別委員会の皆様方におかれましては、長時間にわたり、令和4年度各会計の決算審査に対しまして、慎重なご審議及び的確なご指摘を並びにご意見を頂き、誠にありがとうございました。

ご協議の結果、各会計決算につきまして認定すべきものをご決定を頂き、厚くお礼を申し上げます。

本村の財政環境につきましては、令和2年7月豪雨災害の発生以来、人口減少並びに少子高齢化が急速に進む現状を鑑みますと、今後も大変厳しい状況が続くものと考えられます。そのような中で、被災された住民からの今後も球磨村に住み続けたいという要望にお応えし、安全かつ安心して生活できる球磨村の実現が人口減少に歯止めをかけ、村の活性化につながるものとする所存でございます。

本年度は、災害公営住宅の供用を開始したほか、塚ノ丸団地造成や一王子団地の分譲、宅地かさ上げ事業や引堤事業の着工等、災害からの復旧復興及び防災対策に取り組んできた成果が村内外に広く周知されております。

今後も、一勝地温泉かわせみリニューアルオープンや球磨村立義務教育球磨清流学園の開校等を通じて、さらなる発展、振興に向けて取り組んでまいります。

また、行政サービスや行政主導事業につきましては、住民からのニーズの把握に努めつつ、内容の精査と検討を行い、必要であれば改善や見直しを行ってまいります。

そのためにも、本委員会の審査にて皆様より頂きましたご意見、ご要望を真摯に受け止め、今後の村政に反映させるとともに、より一層の適正かつ効果的、効率的な予算執行に努め、住民の皆様からのご期待と負託に誠心誠意お応えし、復旧、復興へ向けてさらなる村政の発展に努めてまいりたいと考えております。

結びに、今後も皆様方のご指導、ご鞭撻をいただけますようお願いを申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

以上です。

日程第6．議案第50号 工事請負変更契約の締結について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、議案第50号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

ご審議を願います。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。建設課長にお尋ねをいたしますけども、この工期を教えてくださいたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） お答えいたします。

工期は、令和3年9月24日から令和5年9月29日までとなっております。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 提案理由の中でもありましたように、今回、軽量盛土工法の施工延長の減、それに伴う軽量盛土工の壁面材等々の減ということで、今回減額をされているということでございますが、今、工期がありましたように、この5,000万円を超えるときには議会の議決が必要でございます。タイミングとして、もう既にこの工事が終わって、今回これは変更になる、減額になる、そのタイミングと申しますか、ここが適切であるのかどうか、村長、お伺いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 失礼しました。今回の変更というのは、工法でありますとか、そういったものの変更ではなくて、最終的に工事が終わった段階で、不要な部分の減額ということですので、このようなタイミングになったということでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 村長も副村長もお詳しいと思いますけども、工法的に変わったとか、いろんところで、特に予算があるからどうのこうのではなくて、5,000万円以上ということは議会の議決がいるわけでございます。

そこで、やっぱり議会も否決をするかもしれないとか、いろんところで、相互的に考えながら、今回は減額ということでありましたでしょうけども、先ほど工期をなぜ聞いたかといえば、この時期に、9月の末と言われましたか、その時期にこれを出すということではなくて、途中で、やはり工法なりいろんところも考案をしながら、そして、変更契約をしますという伺いが、総務課長、副村長、村長に来ますので、タイミング的にどうなのかということも含め、やはり、今後提案をしていただければと思います。

よその町村で、ご存じのとおり、5,000万円以上係る工期等については、新たな工法、してはいけないような工法、新たな工法を先に議決をする前に始めたということで、町長、責任を取られているような事案もございますので、今後しっかりとそこは含んでいただいて、議案等々の提出、よろしくお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第50号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

**日程第7. 議案第51号 球磨村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の
制定について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第7、議案第51号球磨村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ご審議を願います。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。今回、この条例の制定をされております。これは提案理由にもありましたように、誤送付と申しますか、そういうことということでお伺いをしました。

そのときに、ニュース、あるいはテレビでも放送されました。個人情報保護に関する法律等々を含み、今後球磨村でもそれに関する条例施行がされておりますが、この事態を受けて、担当課なり、村長、副村長、どういう対応をされたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 失礼しました。今回の誤送付につきましては、職員の経験不足、そして、上司からの連携と申しますか、指示不足というのがあったと思います。

ですから、今回は処分としては口頭注意でございますけれども、このような処置を最終的にはさせていただいたということでございますけれども、今後におきましては、今日はちょっとすみません、対応するマニュアルと申しますか、それを作ったんですけれども持ってきておりませんので、上司からそういう内容の作業をしてもらうときには、しっかり、これはこういう書類なので注意するようにということで、ちゃんと上司から伝える、そして、あとは、送付においてはダブルチ

ェックといたしますか、1人でするのではなくて2人、しっかり確認をしてするというような対応を今後はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 今、村長からご答弁がありましたように、複数人で、1人だけではなくて複数人でそういう確認をするということと、チェックシートを作ってするというございます。

ただ、村長、どうしてこういうことが起こるかという、そういうことをすれば、担当者が、担当課長が、そういうことをすれば、村長、副村長の給与が減額をされるというような事案、今回ばかりではございません。以前も、やっぱりそういうことであります。職員のこの仕事に対する重みといたしますか、そういうのが足りない部分があるのではないかと思います。

確かに、担当者、担当課長については口頭注意といたしますか、嚴重注意ということで聞いておりますけれども、職員がこの仕事に対して、やはりその重みといたしますか、村長、こういう仕事の重み、足りないんだろうと思っておりますので、十分そこは注意をしていただきたい。

村長、こういうことがあったときに、全職員に対して訓示等をされましたかどうか、お伺いします。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 全職員に対しての、今言われるような挨拶といたしますか、訓示等はしておりません。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 村長、先ほど言いましたように、そういうことがあれば、また同じことを繰り返す可能性もございますので、そういうことがあれば、職員に対して、一部の職員のそういう不祥事に対して一生懸命頑張っているほかの職員の皆さん、「あん、役場のもんは」とか、全部、そぎやんで処理されてしまうんです。そこを含みながら、職員に対してもそういうことはお願いをしたい。

別件で、村長にお伺いをします。

昨日、村民の方から、公用車を運転中、携帯をしながら車を運転をしていた。それが、球磨村役場に入っていった公用車、車種も特定をされております。そのことを受けて、村長、どうお考えになっておるのか。お願いをします。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 運転中のスマホ、携帯電話の使用というのは、本来してはいけないこととございますので、それは断じて、しっかり注意をしてもらいたいとは思っております。

今、公用車での大きな事故はありませんけども、ちょっとした、コツコツした事故は、たまに起きていたような状況ですので、そういったことが、そういう事故にもつながっていくのかなと思いますので、しっかりとそういうことのないようにということで周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 村長、事故を起こしていないから。コツコツはあるかもしれない。明らかに道路交通法違反なんです。この違反を、私もすみません、役場におりましたので、以前、対向されたときには漫画本を読みながらとか、飲みながら、両手でこうしながら運転をしていた。目撃をしましたので、その職員には私も何回となく注意をしました。一時はよかったです。一時はせんことになったんですが、またそういうことを村民の方からお聞きをする。

そういう仕事に対してとか、公務ですので、もちろん私用のときはいいんですではありません。公用車で運転をしておるのに、そういうことをするような職員に対しては、しっかりと、やっぱり職員、球磨村役場の職員なんだという自覚はあるはずですので、そこはちゃんと、今後、いろんなことが出てくると思いますが、やっぱりそういうところはちゃんとしっかりとしていかないと、ただ、自分がすればよかとか、いろんなことで、先ほども言いましたように、やっぱり村長、副村長がそういう減額までされるというような重みあたりも考えていかないと、またするような体質では困りますので。

ほかにも、窓口での対応だったり、電話での対応だったり、いろいろ村民の方から苦情も来ております。そういうのを含め、しっかりと、総務課長でしょうか、そういうことの職員研修、いろんなマナー、接遇まで、この方はもう何十年選手です。そういうのはしっかりと、処分をするなら処分をする。はっきりとしていかないと、だらだらとなってしまうので、今後、そういう指導もよろしく願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 今、永椎議員がいろんな話をされておりますが、過去においても職員の事故等々の話がありました。もちろん、前村長時代も含めなんですが。

ある企業、地元の企業で、200人強、300人ぐらいの組織の中でも、年間の職員の交通事故というの、例えとして以前話したことがあります。300人規模の職員の中で年間の交通事故は二、三件。それに対して、今、職員の事故の発生率からすると、こういう状況ですというお話もしました。

今回において、職員においては口頭注意だったと思います。今回の事案に関しては口頭注意で、この1年間かどうか分かりませんが、特定検診の発送においてもあったかだと思います。そのとき

の職員に対する、多分、これは松谷村長になってからだったです。恐らく1年前ぐらいだったと思います。その前に、産業振興課の犬童課長がおられるときに、交付金の間違いで、これは私の案件でした。職員の分に関して、課長、ありましたよね。そのときの職員に対する処分、多分、恐らくこれも松谷村長のときだったと思います。

職員に対する口頭注意、あるいは勧告等々を出されておりますが、過去に遡っても、執行部の言及においてはされておられません。今回が初めてです。確かにこの減給の提案に関してはせざるを得ないというふうに思いますが、10%の減給の1か月というのは、本当にその事象においてふさわしいものなのか。私は、まだまだ厳しくする必要があります。なぜかと言いますと、全体の責任は、村長、もちろん執行部でございますので、職員に対する口頭注意よりも、しっかりそこは住民に対する信頼を失う事案でありますので、私は、やはり3か月程度は自ら身を切る覚悟が必要だろうと私は思っております。

過去においての職員に対する処分の内容について、今の3件についてお伺いするということと、今回の10%、副村長は5%、これの1か月に対する考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 私が就任して以来、今、議員が言われるように、何回かそういった不祥事と申しますか、それに対する処分、そして、村長、副村長の給与の減額は恐らく今回で2回目だったと思います。

それぞれの職員に対する処分は、その事案に応じて、これまでの前例と申しますか、それとか、近隣の自治体の状況等も踏まえたところで、その内容については決めております。ですから、執行部としては適切な処分と申しますか、注意、処分等をしていると考えております。

そして、減額についても、同じように近隣の事例に基づいて、私の給与、そして、副村長の給与の減額等はしております。ですから、今回、1か月というのが適切かどうかというのは、はっきり言って私自身も分かるわけではありませんけれども、これまでの前例に応じて、前例を見て、こういうふうな対応をさせていただいたところでございます。

3点のあと1点はなんやったですか。

以前、私が就任して以来、口頭注意をしているようでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 口頭注意で、もちろん処分の内容をするということと、私が問題として思うのは、この期間中というのが、仮に教育委員会が不祥事をしました。別の課で不祥事がありましたというのは考える可能性もあります。でも、以前、特定研診の発送と、そのときにしっかり徹底して行わせますという答弁の中で、1年もたたずして同じ失敗をしているというこ

とが一番問題だと思えます。その中で、口頭注意でいいのかどうかだと思えます。

やはり、しっかりそこを、口頭注意であるならば、多分、この1年以内だったと思えます。その中で、担当職員はもちろん変わったかもしれませんが、でも、そういう中身を精査すると、その処分は適切な処分であったかどうか。

執行部の言及に対しても、ほかの市町村と言われますが、果たして、私は10%の3か月、これは、先ほど言った考え方だと思えます。やりたくはないとは思いますが、やはりこれを続けてやったという結果の中で、しっかり、本当に信頼を取り戻す上ではそのくらいの身を切る覚悟を、もちろん全体の長として、私は3か月が今回は妥当だろうというふうに私は思っております。それについてお伺いをしたいと思えます。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

ちょっと先ほどの訂正をさせていただきます。昨年だったと思えますけども、昨年行いました処分についてですけども、1つは文書訓告ということで、文書訓告が1つございましたので、訂正をさせていただきますと思えます。

そして、それぞれ、これまで、今の3件、処分をした対象の3件をそれぞれ見ましても、それぞれ、内容的にはもちろん、今回、誤送付と送付による手違いとかいうところで、そういった部分では同じでございますけども、間違った中身というのは、多少違うところがございますので、そこはしっかりと前回の経験を踏まえて、今回は注意をしながらしましたがそういう間違いをってしまったということだろうと思えます。ですから、その辺はまた今回の経験を受けて、次につなげていきたいと考えております。

そして、私の減額につきましては、もちろん、私も先ほど言いましたように、今回1か月というのは、これまでの、県内、近隣の市町村、県内の市町村、いろいろなところを見て判断をさせていただいたところでございますけども、今後におきましては、しっかり今の高澤議員が言われるようなことも踏まえたところで考えてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 多分、産業振興課の事案が文書訓告だったと思えます。

口頭注意と文書訓告は、文書訓告のほうが、多分、順番的には重いということ、恐らく予算的な分も含んでおりましたので、文書訓告というふうになったんだろうというふうに思えます。

私は口頭注意が1年間の中で2回ということが、行政の仕事として徹底されていたかどうかに対する責任です。もちろん、人間だから失敗もあると思えます。誤発送もあると思えます。これは組織内のしっかりとした、徹底されているか、していないのか。これは監督者としてしっかりと

その指示、あるいは言っている。先ほどの答弁で、全体の中でそこはまだ言っておりませんということなんです。

だから、度合いは違います。やっていることも違うかもしれないけれども、住民が行政に対する信頼なんです。だから、前回の不祥事態とは言いません。ちょっとしたことだったかもしれませんが、非常に私は甘いと思います。本当は一生懸命やっておられるというのを重々分かっております。住民に対するしっかりとしたサービスを提供するというのがありますので、今回の職員に対するというのは、あくまでも責任者として職員に対する処分かもしれません。執行部はその責任を負わなければいけませんので、各市町村を見ながらということではなく、今回提案されているのが、仮に30%の3か月しますという提案なら分かります。いや、そこまでと私たちも思いますが、逆に10%の1か月で上げてきているから言っているわけなんです。責任者として甘いんではないんですかって。立場が逆になつとるわけなんです。村長、そこまでせんちゃって言いたいんです。逆なので言っているんです。

私は10%の3か月が妥当だと私は思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） それぞれ、永椎議員、高澤議員から詳しく説明があっているようです。

今後の職員のためにも、私も、村長、副村長としてはこの10%については納得がいきませんので、この件については、私は否決をいたします。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。それぞれの議員さんがお話をされましたけれども、私も、やっぱり何回かの間違いが発生していることに対して、ちょっと甘いんではないかという部分があると思います。

それぞれの課で間違いが起きていく可能性もあるというところで、職員、役場の中で情報共有というか、こういう事案が起きたんだということはしっかりと話をしていただかないといけないんではないかというふうに思っております。

報道等で、新聞だったり、テレビだったり、そういうところを見て、またそういうことがあったのかということもありますので、ぜひ、もうちょっといろんなことを考えていただいて。重みですよ。先ほども言われましたように、一生懸命やっただいてる職員さんもたくさんいらっしゃいますし、災害からの復旧、復興で忙しいということも分かりますし、人手が足りないということもあるかと思いますが、担当課長も含めて、係長もチェックをしていただいて、職員に対して、もっと業務の重要さを知っていただければというふうに思いますので、私も今回

の提案について、もう一度、再考していただけないかというふうに思っておりますので、その辺、村長、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ありがとうございます。

1つだけ訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどこういった事案が出たときに、職員全員に対して言葉をかけているのかということでしたけども、役場としては組織として動いておりますので、私から全体に向けて、全員を集めてということはしておりませんということで答弁をさせていただきました。ただ、これは、課長会でありますとか、週に1回しておりますミーティング、あの中ではしっかり伝えて、それぞれの課長から部下には伝えていただいております。それが適切なのかどうなのかというのは、私から直接のほうがいいのかというのは、もちろんいろいろあると思いますけども、そういったところで、職員の皆さん方にはちゃんと周知はしてあるということでご理解をいただきたいと思います。

そして、私と副村長の処分ということですが、そこは、いま一度、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） もう、それぞれ出ておりますので、この件に対して起立採決を求め、議長によりしくお願いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） ただいま、10番、田代利一君から、起立採決によって決定していただきたいという申出がっております。起立採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） それでは、ただいまから起立採決を行います。

議案第51号球磨村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（舟戸 治生君） 起立少数です。したがって、議案第51号は否決されました。

日程第8. 議案第52号 球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第8、議案第52号球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ご審議を願います。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。今回提案いただきましたこの条例の中身について、再度説明を求めたいと思います。

金額の変更というところになりますけども、その根拠となる数字について、ご説明をよろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） お答えします。

まず、これは、国の法律改正に伴いまして、選挙運動費に係るその公費負担の限度額を改正したものでございます。

まず、選挙運動用自動車の使用につきまして、これまで、それぞれ自動車のレンタカー契約等で1日について1万5,800円だったものが、新限度額、これは限度額ですので、かかった費用がこれ以下になりますとその額になりますけれども、各日について1万6,100円。

それから、燃料、これも高騰しております関係で、その単価が変わっております。限度額が7,560円掛ける選挙運動日数であったものが、7,700円掛ける選挙運動日数というふうに変更されております。

また、選挙運動用のビラですけども、作成費用につきまして、7.51円だったものが1枚当たり7.73円が限度額というふうになっております。

選挙運動用ポスターですけれども、これが、球磨村においては37か所、掲示箇所がございますけれども、ここに貼るポスター1枚につきまして、これまでが525円6銭であったものが541円31銭、さらに、基準額が31万500円であったものが31万6,250円になっておるところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） この条例の適用については、前回の村議会議員の選挙からだったと思います。

根底にありますのは、こういう経費について公費を使うという中で、やはり、住民の方々から立候補しやすいような環境づくりということが根底にあると思います。そのような意味で、この金額もそうですけども、この条例が制定されたことについては、確かにいいことではないかと思えます。

今後、例えば今の説明で今回は数字と申しますか、金額が上がるということになっておりますが、仮に、燃料費が今、高騰していますけども、安くなったりとか、ガソリン等を使っていろいろ製品を作ったりすることもあるでしょうし、ポスター印刷なんかもそれに影響する可能性もあると思います。もし、仮に原油が安くなったり、経費が安くなったりということがあれば、この

金額はまた変動するということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 法律の改正の内容にもよりますけれども、燃料価格等は、今、上がってきておりますが、下がった場合、あくまでもこれは限度額でございますので、使用した燃料の単価と使用数によって、その限度額が以下であれば、その額で公費負担はなされるということになります。

あと、その限度額につきましては、国の法律に合わせて改正することになるかと思えます。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 関連してなんですけども、ポスターの設置箇所が37か所ということで、以前からすれば大分減りましたですけども、村民の方に、選挙があることによって立候補者の方々のご案内なり、PRなりということで掲示をされるわけなんですけども、これを、今、球磨村いろいろ被災してポスターの設置箇所等も検討された経緯がありますけども、やはり、貼ったり剥がしたりというようなところが発生してくるということと、地域の住民の方々が、例えば設置箇所を入口のところだけにして奥のほうは外すとか、そのようなところも今後考えられるんじゃないかと思えますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） いろいろな検討が必要かと思えます。選挙管理委員会等において検討していくべきものと考えます。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第52号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり決定されました。

○議長（舟戸 治生君） お諮りします。審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次の本会議は、9月14日午前10時から開きます。お疲れさまでございました。

午前10時54分延会
